

井 介 護 第 79 号  
平成 26 年 3 月 18 日

市内指定地域密着型サービス事業者代表者 様

井原市長 瀧本 豊文  
( 公 印 省 略 )

## 介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び 指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(通知)

介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第78条の2第1項、第4項第1号、第78条の4第1項、第2項の規定に基づき、「井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年井原市条例第37号。)」(以下「条例」という。)並びに法第115条の12第2項第1号及び第115条の14第1項、第2項の規定に基づき、「井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年井原市条例第38号。)」(以下「予防条例」という。)を、平成25年4月1日から施行しているところです。

条例及び予防条例の内容は基本的に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」(以下「基準」という。)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」(以下「予防基準」という。)に準じていますが、本市が独自に定めた基準も含まれており、次のとおり留意事項を取りまとめ通知しますので、その運用にあたり適切に対応していただくようよろしくお願いします。

### 記

#### 1 本市が独自に定めた基準以外の基準についての運用

「井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に規定する市長が定める研修(平成25年井原市告示第7号)」、「居住及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成25年井原市告示第8号)」、「市長の定める入所者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成25年井原市告示第9号)」、「市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(井原市告示第10号)」及び2に定めるもののほか、「条例」及び「予防条例」の運用にあたっては、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)」(以下「基準省令解釈通知」という。)並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を準用するものとします。

なお、基準省令解釈中「基準」は別表1により「条例」の条文に読み替え、「予防基準」は別表2により「予防条例」の条文に読み替えるものとします。

#### 2 本市が独自に定めた基準についての運用

「条例」及び「予防条例」において、本市が独自に定めた基準については、別紙のとおり運用上の留意事項を定めたので、指定地域密着型(介護予防)サービス事業所は、別紙の留意事項を十分に確認のうえ、適正に事業を運営してください。

(別紙)

## 一 地域密着型サービス

### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### (1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用（条例第24条第2項）

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。指定地域密着型サービス事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要であると認められる場合（入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センター等相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならないものとする。

#### (2) 運営規程（条例第31条）

運営規程に定める項目に「事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関すること。」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関すること。」を追加することとする。

これは、運営規程が、サービス利用時の条件や留意事項等を利用者等に対しあらかじめ示すもので、事業所の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮し、記載項目をより明確にし、事業者と利用者等の認識の相違を防止し、利用者の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に追加し定めることとするものである。

なお、経過措置として、平成26年3月31日までは従前のおりとすることも可能である。

#### (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第32条第5項）

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修に、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな暮らしを送れるよう高齢者の人権や虐待防止の内容等を含む研修を行うことを義務付けるものである。

事業者は、実施にあたっては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

#### (4) 記録の整備に規定する保存年限（条例第42条第2項）

条例に掲げられた各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

また、基準省令解釈通知第三の一の4の(11)の②、(16)の⑥、(25)の②、(26)の②及び(27)の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

### 2 夜間対応型訪問介護

#### (1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用（条例第51条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参

照のこと。

(2) 運営規程（条例第55条）

運営規程に定める項目に「事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関すること。」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関すること。」を追加することとする。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第56条第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

(4) 記録の整備に規定する保存年限（条例第58条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

また、基準省令解釈通知第三の二の4の(2)の④、(8)で準用する第三の一の4の(11)の②、(25)の②、及び(27)の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

### 3 認知症対応型通所介護

(1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用（条例第70条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

(2) 運営規程（条例第73条）

運営規程に定める項目に「事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関すること。」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関すること。」を追加することとする。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第74条第4項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

(4) 非常災害対策（条例第76条第1項・第2項）

事業者は、非常災害に対して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期し、非常災害対策が実効性の高いものとしなければならないこととしたものである。

① 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（水害・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所におい

ても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

② ①の計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならないこと。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

③ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

なお、経過措置として、平成26年3月31日までは従前のおりとすることも可能である。

(5) 衛生管理等に規定する措置（条例第77条第2項）

利用者が集合し、また、食事や入浴のサービスを行う事業所については、衛生管理に関する具体的な必要措置として、感染症、食中毒の予防・まん延防止のためのマニュアルの整備、従業者に対する定期的な研修の実施に努めることを求めるものである。

(6) 記録の整備に規定する保存年限（条例第79条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

また、基準省令解釈通知第三の三の3の(3)の⑤、(10)において準用する第三の一の4の(11)の②、(25)の②及び(27)の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

#### 4 小規模多機能型居宅介護

(1) 設備及び備品等に規定する洗面設備及び便所（条例第86条第1項・第2項）

利用者が宿泊する小規模多機能型居宅介護事業所について、利用者の処遇向上のため、洗面設備、便所の設置を明記し、浴室、洗面設備及び便所の仕様について高齢者が使用するのに適したものとすよう求めるものである。

便所等の面積又は数の定めのない設備については、次の事項に留意し、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

① 浴室

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。浴槽についても、自立を促しやすい個別浴槽等が望ましい。

② 洗面設備

洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、居室からの動線を可能な限り短くするよう、共同生活室内の二か所に集中して設けるのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましい。また、設置数についても、利用者個々の食事時間や起床時間などの生活リズムはある程度同じであること考慮すると、3居室に1つ以上設置することが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

また、洗面設備について、1つ以上は、車いすでの使用に対応したものが望ましい。

### ③ 便所

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、居室からの動線を可能な限り短くするよう、共同生活室内の一か所に集中して設けるのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましい。また、設置数についても、利用者個々の食事時間や起床時間などの生活リズムはある程度同じであること考慮すると、3居室に1つ以上設置することが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

また、便所について、1つ以上は、車いすでの使用に対応したものが望ましい。

ただし、附則において、現に指定を受けている事業所にあつては、この規定を適用しない旨を規定している。

#### (2) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第98条第4項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

#### (3) 運営規程（条例第100条）

運営規程に定める項目に「事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関する事」、「身体的拘束等を行う際の手続きに関する事」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関する事」を追加する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

#### (4) 非常災害対策（条例第102条第1項・第2項）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(4)を参照のこと。

#### (5) 記録の整備に規定する保存年限（条例第107条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

また、基準省令解釈通知第三の四の4の(5)の③、(6)の②、(9)の③、(18)の②、(20)において準用する第三の一の4の(11)の②、(25)の②及び(27)の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

#### (6) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第108条において準用する第74条）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

#### (7) 衛生管理等に規定する措置（条例第108条において準用する第77条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(5)を参照のこと。

## 5 認知症対応型共同生活介護

#### (1) 設備及び備品等に規定する洗面設備及び便所（条例第113条第2項、第6項、第7項及び第8項）

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の4の(1)を参照のこと。

また、附則において、現に指定を受けている事業所にあつては、この規定を適用しない旨を規定している。

#### (2) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第120条第4項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参

照のこと。

(3) 運営規程（条例第122条）

運営規程に定める項目に「入居及び退去に係る手続き」、「緊急時及び事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関すること」、「身体的拘束等を行う際の手続きに関すること」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関すること」を追加する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第123条第4項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

(5) 記録の整備に規定する保存年限（条例第127条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

また、基準省令解釈通知第三の五の4の(2)の②、(4)の③、(5)の③、(12)において準用する第三の一の4の(25)の②、(27)及び第三の四の4の(18)の②の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

(6) 衛生管理等に規定する措置（条例第128条により準用する第77条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(5)を参照のこと。

(7) 非常災害対策（条例第128条により準用する第102条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(4)を参照のこと。

## 6 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 設備に関する基準に規定する洗面設備（条例第132条第4項）

利用者が入居して生活する地域密着型特定施設生活介護事業所について、利用者の処遇向上のため、洗面設備を明記するとともに、高齢者の使用に適したものを設置するよう求めるものである。

ただし、附則において、現に指定を受けている事業所（施設）にあつては、この規定を適用しない旨を規定している。

なお、洗面設備の仕様については、小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の4の(1)の②を参照のこと。

(2) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第143条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

(3) 運営規程（条例第145条）

運営規程に定める項目に「入居及び退去に係る手続き」、「事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関すること」、「身体的拘束等を行う際の手続きに関すること」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関すること」を追加する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第146条第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

(5) 記録の整備に規定する保存年限（条例第148条第2項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

基準省令解釈通知第三の六の3の(4)の②、(6)、(7)、(12)の⑤、(14)において準用する第三の一の4の(25)の②、(27)及び第三の四の4の(18)の②の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

- (6) 非常災害対策（条例第149条により準用する第76条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(4)を参照のこと。

- (7) 衛生管理等に規定する措置（条例第149条により準用する第77条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(5)を参照のこと。

## 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（ユニット型地域密着型介護老人福祉施設を含む。）

- (1) 食事に規定する地産地消（条例第160条第2項、第184条第2項）

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、可能な限り地元で採れる旬の食材を活用し、季節感のある食事や季節毎の地域の行事に応じた食事の提供をすることで、利用者へのサービスの質の向上に努めることを求めるものである。

- (2) 社会生活上の便宜の提供等に規定するレクリエーション（条例第162条第1項）

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

- (3) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第162条第5項、第185条第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

- (4) 運営規程（条例第168条、第186条）

運営規程に定める項目に「入所及び退所に係る手続き」、「緊急時及び事故発生時における対応方法」、「苦情及び相談の受付及び対応に関する事」、「身体的拘束等を行う際の手続きに関する事」及び「個人情報の保護（秘密保持）に関する事」を追加する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるので一の1の(2)を参照のこと。

- (5) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第169条第4項、第187条第5項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。

- (6) 記録の整備に規定する保存年限（条例第176条第2項、第189条により準用する第176条）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。

また、基準省令解釈通知第三の七の4の(2)、(4)の②、(5)の⑧、(22)において準用する第三の一の4の(25)の②、第三の四の4の(18)の②、第三の七の5の(10)において準用する第三の一の4の(25)の②、第三の四の4の(18)の②、第三の七の4の(2)及び(5)の⑧の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。

- (7) 非常災害対策（条例第177条により準用する第76条、第189条により準用する第76条）

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の三の(4)を参照のこと。

## 8 複合型サービス

- (1) 設備及び備品等に規定する洗面設備及び便所（条例第195条第1項及び第2項）  
小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の四の(1)を参照のこと。  
また、附則において、現に指定を受けている事業所にあつては、この規定を適用しない旨を規定している。
- (2) 記録の整備に規定する保存年限（条例第201条第2項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(4)を参照のこと。  
また、基準省令解釈通知第三の八の四の(2)の③、(4)の④、(7)において準用する第三の一の四の(11)の②、(25)の②、(27)及び第三の四の四の(6)の②の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。
- (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（条例第202条において準用する第74条）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(3)を参照のこと。
- (4) 衛生管理等に規定する措置（条例第202条において準用する第77条）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の三の(5)を参照のこと。
- (5) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第202条において準用する第98条）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(1)を参照のこと。
- (6) 運営規程（条例第202条において準用する第100条）  
小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の四の(3)を参照のこと。
- (7) 非常災害対策（条例第202条において準用する第102条）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の三の(4)を参照のこと。

## 二 地域密着型介護予防サービス

### 1 介護予防認知症対応型通所介護

- (1) 運営規程（予防条例第27条）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるので一の三の(2)を参照のこと。
- (2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（予防条例第28条第4項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(3)を参照のこと。
- (3) 非常災害対策（予防条例第30条第1項及び第2項）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるので一の三の(4)を参照のこと。  
なお、平成26年3月31日までは、従前のおりとする経過措置を設ける。
- (4) 衛生管理等に規定する措置（予防条例第31条第2項）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるので一の三の(5)を参照のこと。
- (5) 記録の整備に規定する保存年限（予防条例第40条）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(4)を参照のこと。  
また、基準省令解釈通知第四の三の一の(2)の③の「2年間」は、条例の規定に従い、「5



年間」とする。

- (6) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用（予防条例第42条第2項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護

- (1) 設備及び備品等に規定する洗面設備及び便所（予防条例第48条第1項及び第2項）  
小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の4の(1)を参照のこと。
- (2) 運営規程（予防条例第57条）  
小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の4の(3)を参照のこと。
- (3) 非常災害対策（予防条例第59条第1項及び第2項）  
小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の4の(4)を参照のこと。
- (4) 記録の整備に規定する保存年限（予防条例第64条第2項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。  
また、基準省令解釈通知第四の三の2の(2)の③の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。
- (5) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（予防条例第65条において準用する第28条）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。
- (6) 衛生管理等に規定する措置（予防条例第65条において準用する第31条）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(5)を参照のこと。
- (7) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（予防条例第69条第4項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(1)を参照のこと。

## 3 介護予防認知症対応型共同生活介護

- (1) 設備及び備品等に規定する洗面設備及び便所（予防条例第74条第2項、第6項、第7項及び第8項）  
認知症対応型共同生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の5の(1)を参照のこと。
- (2) 運営規程（予防条例第80条）  
認知症対応型共同生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の5の(2)を参照のこと。
- (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修（予防条例第81条第4項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(3)を参照のこと。
- (4) 記録の整備に規定する保存年限（予防条例第85条第2項）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の1の(4)を参照のこと。  
また、基準省令解釈通知第四の三の3の(2)の③の「2年間」は、条例の規定に従い、「5年間」とする。
- (5) 衛生管理等に規定する措置（予防条例第86条により準用する第31条）  
認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の3の(5)を参照のこと。
- (6) 非常災害対策（条例第86条により準用する第59条）

認知症対応型共同生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため一の五の(7)を参照のこと。

(7) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用（条例第90条第4項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため一の一の(1)を参照のこと。

別表 1

区 分	基 準	条 例
総則	第1条 第2条 第3条	第1条 第2条 第3条
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	第3条の2 第3条の3 第3条の4 第3条の5 第3条の6 第3条の7 第3条の8 第3条の9 第3条の10 第3条の11 第3条の12 第3条の13 第3条の14 第3条の15 第3条の16 第3条の17 第3条の18 第3条の19 第3条の20 第3条の21 第3条の22 第3条の23 第3条の24 第3条の25 第3条の26 第3条の27 第3条の28 第3条の29 第3条の30 第3条の31 第3条の32 第3条の33 第3条の34 第3条の35 第3条の36 第3条の37	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条

区 分	基 準	条 例
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	第3条の38 第3条の39 第3条の40 第3条の41 第3条の42	第40条 第41条 第42条 第43条 第44条
夜間対応型訪問介護	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条	第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条
認知症対応型通所介護	第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条	第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条

区 分	基 準	条 例
認知症対応型通所介護	第60条 第61条	第79条 第80条
小規模多機能型居宅 介護	第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第82条の2 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条	第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条
認知症対応型共同生活 介護	第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条	第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条

区 分	基 準	条 例
認知症対応型共同生活 介護	第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条	第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条
地域密着型特定施設 入居者生活介護	第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条	第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条	第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条

区 分	基 準	条 例
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	第139条	第159条
	第140条	第160条
	第141条	第161条
	第142条	第162条
	第143条	第163条
	第144条	第164条
	第145条	第165条
	第146条	第166条
	第147条	第167条
	第148条	第168条
	第149条	第169条
	第150条	第170条
	第151条	第171条
	第152条	第172条
	第153条	第173条
	第154条	第174条
	第155条	第175条
	第156条	第176条
	第157条	第177条
	第158条	第178条
第159条	第179条	
第160条	第180条	
第161条	第181条	
第162条	第182条	
第163条	第183条	
第164条	第184条	
第165条	第185条	
第166条	第186条	
第167条	第187条	
第168条	第188条	
第169条	第189条	
複合型サービス	第170条	第190条
	第171条	第191条
	第172条	第192条
	第173条	第193条
	第174条	第194条
	第175条	第195条
	第176条	第196条
	第177条	第197条
第178条	第198条	

区 分	基 準	条 例
複合型サービス	第179条	第199条
	第180条	第200条
	第181条	第201条
	第182条	第202条

別表 2

区 分	予防基準	予防条例	区 分	予防基準	予防条例
総則	第1条 第2条 第3条	第1条 第2条 第3条	介護予防認知症対応型 通所介護	第40条 第41条 第42条	第40条 第41条 第42条
介護予防認知症対応型 通所介護	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条	介護予防小規模多機能 型居宅介護	第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第58条の2 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条	第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条
			介護予防認知症対応型 共同生活介護	第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条	第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条

区 分	予防基準	予防条例
介護予防認知症対応型 共同生活介護	第78条	第79条
	第79条	第80条
	第80条	第81条
	第81条	第82条
	第82条	第83条
	第83条	第84条
	第84条	第85条
	第85条	第86条
	第86条	第87条
	第87条	第88条
	第88条	第89条
	第89条	第90条